

総合評価落札方式(実績評価型)における評価項目、評価基準及び得点配分

1. 評価項目及び評価指標

- ① 企業の技術力
 - (1) 企業の施工能力
 - * 同種工事の施工実績
 - * 工事成績
 - (2) 配置予定技術者の能力
 - * 同種工事の施工経験
 - * 工事成績
- ② 企業の信頼性・社会性
 - (1) 法令遵守(コンプライアンス)
 - * 事故及び不誠実な行為の有無
 - (2) 地域精通度
 - * 地理的条件(緊急時の施工体制)
 - (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進
 - * ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

2. 標準点及び加算点

- ① 標準点:発注者が求める条件(標準案)を満たしていれば、標準点として100点を付与する。
- ② 3. 加算点の付与の考え方に応じて付与する点数とする。配点合計15点。

3. 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

- ① 企業の技術力
 - (1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	満点
同種工事 (※1)の施 工実績	国、特殊法人等(※2)及び地方公共団体が発注する同種工事の実績あり。	3.0	3.0
	その他の発注者による同種工事の実績あり。	1.5	
	同種工事の実績なし。	欠格	
工事成績	建築一式工事の令和6年度以降に完成した工事成績の平均 * 工事成績相互利用登録発注機関(※4)が発注した「公共建築工事成績評定要領 作成指針」に基づく工事成績		3.0
	83点以上	3.0	
	81点以上83点未満(※5)	2.5	
	79点以上81点未満(※5)	2.0	
	77点以上79点未満(※5)	1.5	
	75点以上77点未満(※5)	1.0	
	73点以上75点未満(※5)	0.5	
	73点未満(含実績無し)	0	
	各年度の平均点が2年連続で65点未満	欠格	
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等(※3)に対し、令和6年度以 降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な 問題が発生した事例がある。	欠格	

- (2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	満点
同種工事 (※1)の施 工経験	国、特殊法人等(※2)及び地方公共団体が発注する同種工事において主任(監理) 技術者又は現場代理人としての経験あり。	3.0	3.0
	その他の発注者による同種工事において、主任(監理)技術者又は現場代理人とし ての経験あり。	1.5	
	同種工事において、主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0.5	
	同種工事の経験なし。	欠格	

工事成績	同種工事(※1)の施工経験として挙げた工事について主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績(令和4年度以降に完成した工事に限る)	3.0
	*工事成績相互利用登録発注機関(※4)が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	
	83点以上	
	82点以上83点未満(※5)	
	81点以上82点未満(※5)	
	80点以上81点未満(※5)	
	79点以上80点未満(※5)	
	78点以上79点未満(※5)	
	77点以上78点未満(※5)	
	76点以上77点未満(※5)	
	75点以上76点未満(※5)	
	73点以上75点未満(※5)	
	73点未満(含実績無し)	
	65点未満	

② 企業の信頼性・社会性

(1) 法令遵守(コンプライアンス)

評価項目	評価基準	配点	満点
事故及び不誠実な行為の有無	近畿地区における営業停止又は文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等の指名停止を受けたもののうち、入札執行日において措置期間終了後6ヶ月を経過していないものの有無	0	0
	なし。		
	あり。		

(2) 地域精通度

評価項目	評価基準	配点	満点
緊急時の施工体制	技術者・資機材等の拠点となる事業所所在地について	2.0	2.0
	生駒市又は奈良県内における生駒市に隣接する市町村に事業所が有り、かつ監理技術者、又はこれらと同等以上の資格を保有する者が2名以上		
	上記以外		

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	満点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	1.0	1.0
	あり。		
	なし。		

※1 「同種工事」とは、入札説明書4(5)に掲げる工事をいう。

※2 「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

※3 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1による。

※4 「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表2による。

※5 当該範囲内の評価段階については、加算点全体の配点を踏まえて設定する。